

令和5年2月27日
子ども・若者部
教育委員会事務局

医療的ケア児の区立学校等での円滑な受け入れに関する検討状況について

1. 主旨

医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、区立幼稚園及び小・中学校、新BOP学童クラブ（以下、「区立学校等」という）における医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒（以下医療的ケア児等といふ）の円滑な受け入れに向けた検討状況について報告する。

2. 作業部会の設置（令和4年度）

（1）作業部会の設置

障害福祉部が所管する「世田谷区医療的ケア連絡協議会」の小委員会に、庁内関係所管課で構成する「区立学校等での円滑な受け入れに関する作業部会」を設置し、円滑な受け入れに向けた課題抽出や取り組みの方向性等について検討を行った。

（2）構成

乳幼児教育・保育支援課、学務課、学校健康推進課、教育環境課、生涯学習・地域学校連携課、児童課、教育相談・支援課（兼事務局）

（3）開催状況

	日程	検討内容
第1回	令和4年 7月20日（水）	○作業部会での進め方について ○区立学校等における医療的ケアの定義 ○各課における医療的ケアの取り組みの現状
第2回	9月21日（水）	○円滑な受け入れに向けた検討項目の確認 ○課題抽出と整理に向けた役割分担
第3回	11月7日（月）	○都立光明学園への訪問・見学 ・特別支援学校における医療的ケアの取り組み状況の見学 ・統括校長、副校長との意見交換
第4回（予定）	令和5年 3月中旬（予定）	○課題等に対する具体的取り組みについて ○今後の検討方針とスケジュールについて

3. 作業部会での主な検討項目と課題等

（1）区立学校等における受け入れ体制について

①区立学校等の理解促進、校内の支援体制

○課題

- ・医療的ケアの種類や内容、医療的ケア児の支援方法などについて、区立学校等の理解促進が必要である。
- ・医療的ケア児の受け入れにあたり、教職員等の役割を整理する必要がある。

○取り組み方針

- ・管理職や担任、養護教諭等に対し研修等を実施し、医療的ケアに対する理解の促進を図る。
- ・教職員それぞれの役割を整理しつつ、指導医や支援員の役割も整理し、チーム学校としての校内の支援体制を整えていく。

②看護師の配置等

○課題

- ・医療的ケア児は、その状況に応じて、常時看護師によるケアが必要な児童・生徒等と、決まった時間のみケアが必要な医療的ケア児がおり、個に応じた配置と対応が必要である。また、授業時間中のみならず、放課後や校外学習、宿泊行事等においても同様である。
- ・看護師の人材確保が困難であり、学校への固定配置だけではない、柔軟な配置体制が求められる。

○取り組み方針

- ・医療的ケア児の個々の状態、各活動の場面に応じた看護師の配置のあり方について検討する。
- ・個々の状態に応じて、訪問看護ステーションへの委託のさらなる活用も検討するとともに、直接雇用の看護師については、複数の学校への派遣も検討していく。
- ・医療的ケア児の受け入れにあたり、学校生活上の支援を行う学校生活サポート等による支援のあり方についても整理する。

③環境整備

○課題

- ・医療的ケア児の円滑な受け入れにあたり、園内、校内における環境を整える必要がある。

○取り組み方針

- ・医療的ケアの状況に応じて必要となる機能を備えた諸室を、学校の改修や改築の機会も捉えながら備えていく。その際、各諸室の配置と移動にかかる動線や手段の確保についてもバリアフリーの視点に立ち、整理する。
- ・きざみ食やとろみ食等、個々の状態に応じた給食の提供に向け、必要な給食室の設備を検討する。

④医療・衛生物品等の物的支援

○課題

- ・医療的ケアの実施にあたり、学校が備えるべき物品を把握し備蓄する必要がある。

○取り組み方針

- ・ケアの内容ごとに備えるべき医療・衛生物品を把握するとともに、学校と保護者がそれぞれ準備する物品を整理する。また、災害時等の非常時における備蓄する物品については、医療的ケア児の個々の状態に応じて準備する。

(2) 就園・就学にかかる相談体制

○課題

- ・就園や就学相談、新BOP学童クラブの利用申請については、現在、各窓口が個別に対応しているが、医療的ケア児を対象とした相談窓口がない。

○取り組み方針

- ・就園等にかかる相談、申請の窓口のほかに、医療的ケア児を対象とした相談の窓口の設置を検討するとともに、関係各課の連携体制を構築する。

(3) 支援の継続性

○課題

- ・就学や進学、卒業後においても、支援内容が継続されるよう、関係機関も含めた情報の共有や連携の仕組みが整っていない。

○取り組み方針

- ・対象となる児童・生徒等の状態や支援内容等を円滑に引き継ぐため、連携する仕組みづくりを進める。また、卒業後における支援内容の引継ぎについては、関係機関との連携の在り方についても検討する。
- ・区立学校等での支援方法について、医療機関や相談支援センターHi・na・ta等関係機関との情報共有や連携体制の構築についても検討していく。

(4) その他

- ・通園や通学にかかる保護者の付き添いの負担軽減に向け、教育委員会や学校における支援について課題整理を行う必要がある。
- ・人工呼吸器を使用する医療的ケア児の保護者の付き添い時間の短縮に向けては、学校、保護者、主治医、看護師など関係者間で作成したきめ細かな対応マニュアルをもとに、段階的に実施していく必要がある。

4. 今後の検討方針について

今後も継続して作業部会を開催し、各課題に対する具体的な取り組みや、教育委員会や学校、保護者等の役割について検討のうえ、医療的ケア児の区立学校等での円滑な受け入れに向け、ガイドラインの取りまとめを行っていく。

なお、検討にあたっては、「世田谷区医療的ケア連絡協議会」において、各委員による専門的な視点からも意見を伺い、ガイドラインに反映していくとともに、必要に応じて、令和6年度予算に反映していく。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和5年8月	医療的ケア連絡協議会報告（ガイドライン（素案））
9月	常任委員会報告（ガイドライン（素案））
令和6年2月	医療的ケア児の円滑な受け入れに向けたガイドライン（案）策定